

鳥取県告示第 887 号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

市道内浜中央線道路改良事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市彦名町字富益境及び字夜見境五並びに富益町字米川西壺地内

(2) 使用の部分 米子市彦名町字富益境及び字夜見境五並びに富益町字米川西壺地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

市道内浜中央線道路改良事業（以下「本件事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号の市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に該当するため、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

市道内浜中央線（以下「本路線」という。）は、平成元年 3 月 31 日に道路法第 8 条第 1 項の規定により市道として路線認定されたものであり、また起業者である米子市は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、鳥取県米子市彦名町地内の延長 1,400 メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする本路線の改良を行うものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本路線は、米子市安倍地内を南北に走る都市計画道路 3・4・3 号安倍三柳線との分岐点を起点とし、同市富益町地内を南北に走る市道富益崎津 3 号線との接合点を終点とする延長 4,178 メートルの幹線道路である。

本路線は、河崎住宅団地等の大規模住宅団地と米子市中心市街地を結ぶ幹線道路であり、沿道には国立米子工業高等専門学校及び米子市立彦名小学校等の文教施設、知的障害児通園施設等の福祉施設並びに米子市北公園墓地等の公共施設が林立しており、安倍、彦名及び富益地区の通勤通学及び墓参等の生活交通に欠くことのできない幹線道路である。

本件区間が完成すれば、弓ヶ浜半島の西側内陸部と米子市中心市街地が安全かつ円滑に結ばれ、西側内陸部の土地開発等地域活性化に大きく寄与するとともに、本件区間のある米子市彦名町地内の狭あいな既存生活道路への車両の集中を緩和することにより、地域住民の交通利便性及び生活環境の向上が図られる。

さらに、米子市彦名町地内の歩道のない狭あいな既存生活道路が通学路として指定されている児童にとっては、本件区間が完成すれば既存通学路への車両の集中が緩和される上に歩道の完備した道路を通学路とすることにより、通学時における交通安全性が大きく向上することになる。

なお、本件事業を施行することにより環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成

9年法律第81号)及び鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)による環境影響評価の対象事業ではないが、起業者が本件区間完成後の自動車の走行に起因する大気汚染・騒音・振動についての将来予測をした結果、環境基準を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の施行により改変される起業地内には、周知の埋蔵文化財等の文化財の分布はなく、起業地及びその周辺には保護を要する絶滅危惧種及び希少種の動物の生息は確認されず、また、保護を要する絶滅危惧種及び希少種の植物の植生分布もないことから、本件事業の施行が自然環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の沿道に立地する市立彦名小学校への通学児童や米子市北公園墓地に墓参する高齢歩行者等の交通安全を確保するため、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3条に規定する第3種第3級の構造規格に基づき、車道2車線及び両側歩道を設置した全幅員12.0メートルの道路を計画している。

本件事業ルートを選定に当たっては、周辺地域への影響、地域及び漬地の土地利用の状況、支障物件の多少、既存公共施設の回避、事業の経済性の面から、3つのルートについて比較検討が行われており、社会的及び経済的条件を総合的に勘案した結果、本件事業ルートが最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用及び使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件区間のある米子市彦名町地内は、道路整備の遅れから地域の活性化が阻害されており、また、市立彦名小学校の校区となっているが通学児童の交通上の危険性が増しているため、できるだけ早期に本件事業を施行し、これらの改善を図る必要がある。

また、地元自治会や彦名小学校PTA等から本件事業の早期完成を強く要望されており、本件事業に対する期待は大きい。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用及び使用の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所